

# 港区障害者（児）日中一時居場所提供事業 補助金のご案内

## 1 事業概要

障害者（児）日中一時居場所提供事業を実施する放課後等デイサービス事業者に対し、開設に必要な工事費用など、運営経費の一部を補助します。

## 2 補助対象者

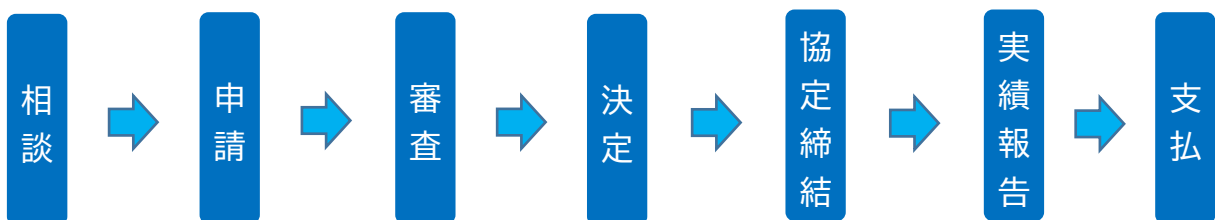
- ①事業所が港区内にあること
- ②放課後等デイサービス事業指定事業者
- ③港区内で1年以上放課後等デイサービス事業を実施していること（申請時点）

## 3 補助対象事業

- ①区内の施設において、日中一時的に障害者等（18歳以上30歳未満）の活動の場を提供（土日夜間等も実施）すること
- ②社会に適応するための日常的な訓練を提供すること（見守りは不可）。放課後等デイサービス事業で提供している事業と同等のもの

## 7 補助の流れ

まずは、ご相談ください



## 4 補助対象経費

- ①開設に必要な工事費用
- ②開設にあたり療育に必要な物品購入費用
- ③賃貸借契約を締結してから区と協定締結する日までに生じた家賃（最大3か月分）
- ④区と協定締結した日から生じた家賃（最大12か月分）

## 5 補助額

1,500万円を補助限度額として、予算の範囲内で定めた、「補助対象経費」の合計額

## 6 補助率

10/10

問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係

電話 03-3578-2462 平日 午前9時～午後5時